

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2025年3月17日(月)

今週のことば

「マイナ免許証」の運用開始

今月24日から、マイナンバーカードに運転免許の情報を記録した「マイナ免許証」が運用開始。マイナ免許証の保有は任意であり、従来の免許証との2枚持ちも可能。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

3/17(月) 先勝 彼岸入り、所得税・贈与税の申告と納付期限
18(火) 友引 米大リーグ開幕(東京ドーム)、選抜高校野球大会開幕
19(水) 先負
20(木) 仏滅 春分の日、地下鉄サリン事件から30年
21(金) 大安
22(土) 赤口 日本のラジオ放送開始から100年
23(日) 先勝 彼岸明け、世界気象デー

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/10(月)	37,028 △141	147.58 △0.09
11(火)	36,793 ▼235	146.91 △0.67
12(水)	36,819 △26	148.59 ▼1.68
13(木)	36,790 ▼29	147.81 △0.78
14(金)	37,053 △263	148.72 ▼0.91

今月から取扱開始となった新たな保証制度

中小企業の新たな保証制度として、「協調支援型特別保証」と「経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型)」が今月14日から開始されました。

◆ 協調支援型特別保証制度について

「協調支援型特別保証」は、金融機関と保証協会の協調支援による融資などにより経営課題解決の取組を後押しする制度です(令和10年3月末まで)。

◎要件……①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12ヵ月以上)のプロパー融資を受ける方、又は②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方、のいずれかに該当する場合は対象です。

◎保証限度額・期間……保証限度額は2.8億円、保証期間は10年以内です。

◎保証料率……0.45%~1.90%ですが、令和8年3月末までの申込分は1/2相当、9年3月末までは1/3相当、10年3月末までは1/4相当を国が補助します(要件②の方は申込日を問わず1/4相当)。

◆ 経営改善サポート保証制度について

経営改善サポート保証の「経営改善・再生支援強化型」は今月末で終了する「感染症対応型」の後継制度として、経営改善・事業再生を実行するための資金を支援する制度です(令和8年3月末まで)。

◎要件……中小企業活性化協議会や経営サポート会議などの支援により作成した再生計画等に従って事業再生を行う場合は対象となります。

◎保証限度額・期間……保証限度額は2.8億円、保証期間は15年以内です。

◎保証料率……国の補助により0.3%です。

■この記事の詳細は、情報BOX201511

経営強化税制に係る経営力向上計画の申請

中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を取得等した場合に即時償却又は取得価額の10%(資本金3千万円超の場合は7%)の税額控除が選択適用できる制度です。

令和7年度税制改正により、適用期限を2年延長(令和9年3月末まで)した上で本年4月から生産性向上設備(A類型)及び収益力強化設備(B類型)の指標の見直しや、デジタル化設備(C類型)の廃止などが行われますが、今月末までに経営力向上計画を申請(工業会証明書又は経産局確認書の申請も必要)した場合は計画の認定が4月以後でも現行措置の対象となります。

資産運用等で役立つ簡単な法則

NISAやiDeCoなどで資産運用を行う方が増えていますが、資産運用で役立つ法則に「72の法則」や「126の法則」などがあります。

「72の法則」は一括投資した商品を複利で運用した場合に元本が2倍になる期間又は利回りがわかる法則で「運用期間(年)×利回り(%)=72」を基に計算します。例えば、運用期間が20年の場合に必要な利回りは3.6%(72÷20)です。また、積立投資で複利運用の場合は「126の法則(運用期間×利回り=126)」で簡単に計算できます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

「協調支援型特別保証」と「経営改善サポート保証(経営改善・再生支援型)」

物価高や人手不足等の影響を受けている中小企業者に向けた新しい保証制度として、令和7年3月14日から「協調支援型特別保証制度」及び「経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型)制度」の取扱いが開始されました。

◆協調支援型特別保証制度

金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより、金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業の経営の安定や事業の発展など、多岐にわたる経営課題解決への取組を後押しする保証制度を3年間(令和10年3月末まで)の時限措置として開始します。

◎制度概要

対象者	次の1又は2のいずれかの要件に該当する中小企業者。 1. 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12ヵ月以上)のプロパー融資を受けること。 2. 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円)
保証割合	80%保証(責任共有対象)
保証期間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:10年以内(据置き期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)
保証料率	0.45%~1.90%
保証料補助	保証料について次の補助率に相当する額を国が補助します。 【対象者の要件1に該当する場合】 令和7年3月14日~令和8年3月31日の保証申込分:1/2相当を補助 令和8年4月1日~令和9年3月31日の保証申込分:1/3相当を補助 令和9年4月1日~令和10年3月31日の保証申込分:1/4相当を補助 【対象者の要件2に該当する場合】 保証申込日を問わず1/4相当を補助
金利	金融機関所定
保証人	必要となる場合がある(法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない)
取扱期間	令和7年3月14日~令和10年3月31日

◆経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型)制度

令和7年3月末で取扱いが終了となる経営改善サポート保証(感染症対応型)の後継制度として「経営改善・再生支援強化型」が創設され、厳しい状況に置かれている中小企業者等が早期に経営改善や事業再生に向けた取組を実行するために必要な資金を保証付き融資で支援します。

◎制度概要

対象者	中小企業活性化協議会や経営サポート会議などの支援を受けて策定した事業再生の計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円)
保証割合	80%保証(責任共有対象) ※100%保証(責任共有対象外)の既往保証付借入及びコロナ禍のセーフティネット保証5号の既往借入を同額以内で借り換える場合は100%保証。
保証期間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:15年以内(据置期間は3年以内)
保証料率	国の補助により0.3%
金利	金融機関所定
保証人	必要となる場合がある(法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない)
取扱期間	令和7年3月14日~令和8年3月31日